

教育文化会館・大師分館・田島分館インターネット接続サービス管理運用規約

令和4年1月4日
3 川区生学第 301 号

(趣旨)

第1条 この規約は、円滑で効率的な業務遂行のため、教育文化会館、教育文化会館大師分館（以下大師分館）及び教育文化会館田島分館（以下田島分館）に敷設しているインターネット回線に接続することが可能なインターネット接続サービス環境（無線LAN環境を含む）の整備、運用、管理等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本インターネット接続サービス 「市民館LAN」という。
- (2) 対象施設 川崎市教育文化会館条例（昭和42年3月23日条例第18号）第2条に規定する施設のことをいう。
- (3) 利用者 市民館LANを利用する者をいう。
- (4) スイッチングハブ インターネットを利用する環境において、LANケーブルの集線、及び中継を行う機器をいう。
- (5) 無線LAN中継器 無線LANルーター（親機）の電波を中継し、電波の受信範囲を拡げる通信機器をいう。

(管理体制)

第3条 市民館LANの適正な整備、運用、管理等を行うため、総括管理者、回線管理者及び利用責任者を置く。

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、次の各号の業務を行うものとし、川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長（以下生涯学習支援課長とする）をもって充てる。

- (1) 市民館LANの運用管理体制の整備に関すること。
- (2) 市民館LANの適正な運用管理に関すること。
- (3) 市民館LANの整備に必要な機器の導入、設定、設置、ファームアップ、変更、廃棄等に関すること。
- (4) 市民館LANの整備に必要な配線工事に関すること。

(回線管理者)

第5条 回線管理者は、次の各号の業務を行うものとし、第1号については教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長をもって充て、第2号については生涯学習支援課長をもって充てる。

- (1) 既存インターネット回線及びプロバイダーの契約、予算執行等に関すること。
- (2) 既存インターネット回線の適正な運用管理に関すること。

(利用責任者)

第6条 利用責任者は、次の各号の業務を行うものとし、教育文化会館においては生涯学習支援課長、大師分館においては川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課大師地区担当課長、田島分館においては川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課田島分館地区担当課長をもって充てる。

- (1) 市民館LANの適正な利用に関すること。

- (2) 利用者の管理監督に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の遵守に関すること。
- (4) 対象施設におけるスイッチングハブからの有線LAN設置や無線LAN中継器の設置場所の調整に関すること。

(利用者)

第7条 市民館LANの利用者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 教育文化会館、大師分館及び田島分館職員
- (2) 所属長が必要と認め、かつ総括管理者の許可を得た川崎市職員
- (3) 教育文化会館、大師分館及び田島分館の当該施設利用者で、かつ総括責任者の許可を得た者

(利用目的)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる目的のために市民館LANを使用することができる。

- (1) 川崎市の事務事業のため
- (2) 川崎市を構成員とする協議会等の事務事業のため
- (3) 社会教育振興事業のため
- (4) その他総括管理者が必要と認める目的

(利用手続)

第9条 第7条第2号及び第3号に定める利用者は、「教育文化会館・大師分館・田島分館市民館LAN利用申請書」(様式1)を総括管理者あて提出し、許可を受けなければならない。

(利用条件)

第10条 市民館LANを利用に関する費用は無料とする。

- 2 利用時間は、利用者が当該施設を使用する時間内とする。
- 3 インターネット接続に用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、必要な設定は利用者で行うものとする。
- 4 利用者は、自らの判断・責任の下に市民館LANを利用するものとする。
- 5 市民館LANの利用に必要なパスワード等は、原則として使用の当日に伝えるものとする。

(法令の遵守)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる法令及び規定等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日号外法律第128号)
- (2) 川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程(平成19年3月30日訓令第1号)
- (3) 市民館LANに接続する機器に応じて、インターネット接続用タブレット兼用型端末等管理運用要綱(平成29年11月30日付29川総I第463号)
- (4) SNS等の業務利用に関するガイドライン(令和2年3月30日付31川総I第676号)
- (5) web会議を利用する際には、当該web会議サービス等の利用規約

(禁止事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令、又は公序良俗に反する行為、又はこれらを掲載するサイトの閲覧
- (2) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他他者に不快感を与える行為
- (3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- (4) 法人の利益を目的とした行為、又は営利事業を援助する行為

(利用の中止)

- 第13条 川崎市は、自らが必要と認める場合は、予告することなく市民館LANの利用の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。
- 2 川崎市は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者に対し市民館LANの利用を予告することなく停止することができる。

(免責)

- 第14条 川崎市は、市民館LANの利用に不具合、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することを保証しないものとする。
- 2 川崎市は、利用者が市民館LANを利用したこと、又は利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。
- 3 川崎市は、市民館LANを利用して確認できる情報等について、明示、又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 4 川崎市は、利用者が市民館LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第15条 利用者がこの規約に違反したことにより川崎市が被った場合、利用者はその損害を負担するものとする。

(規約の変更)

- 第16条 川崎市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

(その他)

- 第17条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて総括管理者が定める。

附 則

この規約は、令和4年1月4日から施行する。

第7条 市民館LANの利用者は、当該各号に定める者とする。

- （1）教育文化会館、大師分館及び田島分館職員
- （2）所属長が必要と認め、かつ総括管理者の許可を得た川崎市職員
- （3）教育文化会館、大師分館及び田島分館の当該施設利用者で、かつ総括責任者の許可を得た者

（利用目的）

第8条 利用者は、次の各号に掲げる目的のために市民館LANを使用することができる。

- （1）川崎市の事務事業のため
- （2）川崎市を構成員とする協議会等の事務事業のため
- （3）社会教育振興事業のため
- （4）その他総括管理者が必要と認める目的

（利用手続）

第9条 第7条第2号及び第3号に定める利用者は、「教育文化会館・大師分館・田島分館市民館LAN利用申請書」（様式1）を総括管理者あて提出し、許可を受けなければならない。

（利用条件）

第10条 市民館LANを利用に関する費用は無料とする。

- 2 利用時間は、利用者が当該施設を使用する時間内とする。
- 3 インターネット接続に用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、必要な設定は利用者で行うものとする。
- 4 利用者は、自らの判断・責任の下に市民館LANを利用するものとする。
- 5 市民館LANの利用に必要なパスワード等は、原則として使用の当日に伝えるものとする。

（法令の遵守）

第11条 利用者は、次の各号に掲げる法令及び規定等を遵守しなければならない。

- （1）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日号外法律第128号）
- （2）川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規定（平成19年3月30日訓令第1号）
- （3）市民館LANに接続する機器に応じて、インターネット接続用タブレット兼用型端末等管理運用要綱（平成29年11月30日付29川総1第463号）
- （4）SNS等の業務利用に関するガイドライン（令和2年3月30日付31川総1第676号）
- （5）web会議を利用する際には、当該web会議サービス等の利用規約

（禁止事項）

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）法令、又は公序良俗に反する行為、又はこれらを掲載するサイトの閲覧
- （2）誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他者に不快感を与える行為
- （3）ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- （4）法人の利益を目的とした行為、又は営利事業を援助する行為

（利用の中止）

第13条 川崎市は、自らが必要と認める場合は、予告することなく市民館LANの利用の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。

2 川崎市は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者に対し市民館LANの利用を予告することなく停止することができる。

（免責）

第14条 川崎市は、市民館LANの利用に不具合、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することを保証しないものとする。

2 川崎市は、利用者が市民館LANを利用したこと、又は利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

3 川崎市は、市民館LANを利用して確認できる情報等について、明示、又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。

4 川崎市は、利用者が市民館LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第15条 利用者がこの規約に違反したことにより川崎市が被った場合、利用者はその損害を負担するものとする。

（規約の変更）

第16条 川崎市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

（その他）

第17条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて総括管理者が定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。